

## 三河物語の成立年について

高木昭作

現在、活字本として我々の目に触れ得る大久保忠教著「三河物語」は、上・中・下各巻の成立について、それぞれ次のような奥書を有している。

(上巻)

「元和八年壬戌卯月十一日子供是ラヨウル門外不出可有成 大久保彦左衛門(花押①)」

(中巻)

「元和八年壬戌卯月十一日子供是ラヨウル門外不出可有成 大久保彦左衛門(花押②)」

(下巻)

「元和八年六月日 子供にゆつる、 大久保彦左衛門(花押③)」

大久保彦左衛門(花押④)

しかし「三河物語」の実際の成立が、これより後年に属することは、本書を一読すれば誰にでも容易にわかることである。とはいっても、本書が元和八年のこの頃に一たん成立し、その後に手を加えられたのが、いま我々が見る「三河物語」ということは考えられないだろう。そうだとすれば、現在「大日本史料」十二編之四十五の編纂で元和八年六、七月を扱っている我々としては、何らかの形で、これを処理しなければならないことになる。結論的には十二編四十五では「三河物語」には触れないことになったのだが、以下は、何故に、このあまりにも有名な物語について十二編四十五が触れなかつたか、という理由・弁解である。

### (一) 内容上から見た成立年代

本書は松平の起りから時を追つて筆を進め中巻は信長の鶴山焼打ち終つてゐる。ところが中巻に、次の文書がある。

「御八代・御九代・当相国秀忠様・当將軍家光様迄御主様成」

この他にも、「御十一代」「御九代」という語句が本書にはしばしば見られるが、この「十一代」というのは、徳川の初代を親氏としたとき、家康が九代、秀忠が十代、「当將軍」の家光が第十一代という意味である。また「九代」というのは、大久保氏が松平氏に仕えたのは松平三代めの信光の時からであり、したがつて十一代家光まで九代になるという意味である。ところで、家光が將軍になつたのは元和九年七月十三日のことであつた。

次に下巻には次のように記されている。<sup>(1)</sup>

〔本多正信〕  
「佐土は三年もすごさずして、顔にとうがさを出かして、方顔くずれておくばの見へければ、其儘死、子にて有る上野守ハ御かいゑき(正道)被成て、出羽之國ゆりへながされて、其後、あきたへながされて、佐竹殿にあづけられて、四方にさくを付、ほりをほりて、番(大久保忠隣)を被付てあたり、ミナミ申ならわすも、げにハさも有か、相模守御かいゑきも、大うす御たいじの御しおきとあって、京都へ召つかわされ、其跡にて御かいゑき被成、又、上野守を御かいゑき之時も、もがみ之しおき可仕と被仰付て、召つかわされて、其跡にて御かいゑき被成候へべ、同じごとくニ候、」

本多正澄が改易に処せられた際の事情が、忠教の本家大久保忠隣の改易の際に以てることを述べて、本多正信・正澄父子に対する譴責

をはらしているわけだが、正澄改易前後の事件を年表にすれば<sup>(2)</sup>

宇都宮釣天井事件……………元和八年四月二〇日

最上氏改易……………同年八月二一日

本多正澄改易……………同年一〇月一日

正澄、佐竹に預けられる……………寛永元年四月

正澄に番をつける……………同三年閏四月（朔日～一七日の間か）

正澄の死……………同一四年三月一〇日

となる。ここで「番を付られてゐたり」という云いかたからすれば、この記述は正澄の生存中のものと考えられるので、この部分は、寛永三年閏四月から寛永一四年三月の間に書かれたことになる。

下巻の次のような述懐も手がかりになる。<sup>(3)</sup>

「子供、よくきけ、只今ハ御主様の御かたじけなき御事ハもふとうなし、さだめて、汝共も御かたじけなく有間敷、其をいかにと申に、他国之人を御心おきなく、御ひざもとちかく召つかわされ、又ハ何の御普代にもあらざる者を、御普代と被仰て御心おきなく召つかわされ、汝共が様に、御九代迄召つかわされる御普代おバ、しんざん者と被成て、計立の三斗五升俵之三年米を、弐百俵・三俵<sup>(4)</sup>ツヽ、何れモに被下て、何とて忝存可奉」

右の事情を理解するためには、寛政重修諸家譜からの次の摘要を参照されたい。

大久保忠貞

忠世——忠隣（慶長19改易、寛永5没）——忠常（慶長16没）

① 忠職（寛永2赦免、同3上洛供奉、同9三万石加増計五万石）

忠教（慶長19以降三河額田郡で千石、寛永3上洛供奉、同9旗奉行、同10千石加増計二千石、同16・2・1没80才）

忠名（元和8秀忠に目見え・書院番、のち下野河内郡で四

〇〇石、寛永11—100石加増計六〇〇石）

忠職（元和8家光に目見え・小姓組、のち常陸鹿島郡・

武藏綴喜郡で五五〇石、寛永10—100石加増計七五

〇石）

包教（寛永9家光に目見え）

以上の記述、とくに忠名、忠職に関する部分に関しては、積極的にこれを裏付ける史料はない。しかし否定する史料も見あたらぬままに、しばらく右に従つて議論を進めるなら、「計立の三斗五升俵の三年米」を子供の「何れも」が頂戴していたのは、忠名、忠職の両人が元和八年に秀忠、家光にお目見えしてから地方で知行をもらうまでの間のことではなくてはならない。そしてそれは、「寛政重修諸家譜」の記載の順序が年代の順序に従つてゐるとするなら、寛永十年に両人が加増を受けるよりも、以前のことと云はなければならないだろう。

さらに、この年代は次の文章を考えれば、いま少し繰り上げることも可能である。

「子共どもよくきけ、相国様迄ハ、一名之者共おバ、御念比に被仰つるに、只今ハ、何の御とがに寄りて、大久保一名之者共ハ、かたみをすくめ、せうかを立てありき申事、さらさらふしんはれ不申」この部分と、先掲の寛政重修諸家譜からの摘要の大久保本家に関する部分とを併せ読めば、「大久保一名之者共ハ、かたみをすくめ……」と云われるような期間は、長くとも寛永九年までに限定され得るのであるまい。

## （二）いわゆる原本について

本書の最初の活字化である「大日本戦史会」本は、その緒言でテキストとして大久保彦左衛門家から徳川宗家に献上された本を使用した

と述べている。続く「文科大学史誌叢書」本も、やはりこの文献上本によつたとしている。

しかし、この本は何時の頃か、保坂潤治氏の手に移つたことがわかる。昭和一八年の「重要文化財目録」に「保坂潤治蔵・紙本墨書き三河物語上・中・下三冊・伝大久保彦左衛門筆・各冊ニ元和八年譲与ノ奥書アリ・昭和一五・九・二七指定」とあり、この間の事情については、桑田忠親氏が若干ながら触れられるところがあるからである。前後して紀元二千六百年記念「日本文化史展図録」には、この本の下巻の奥の部分、見開きの写真一葉が掲載されている。

次に第二次大戦を経て昭和三九年の「重要文化財目録」には「三河物語・保坂潤治旧蔵豊川市竹本長三郎」とあり、現在も同氏（豊川市当為町、穂久述文庫）の所蔵となつていて。この本と「日本戰史会」本の折込写真版、及び先の「文化史展図録」の写真と比較すると、実物は墨継ぎなどがより際立つてゐるなどの差は勿論として、同一の本であることは一見明瞭である。いま、この本には、

「祖先彦左衛門自筆日誌也・大久保家伝來ノモノ・保坂氏懇望ニヨリ是ヲ譲ル・昭和十三年十月・第十代大久保豊彦」

という譲り書きが付いており、従つて、移動の際の事情は必らずしも明らかではないが、この本は、大久保彦左衛門家→徳川宗家→大久保家→保坂潤治氏→竹本長三郎氏（穂久述文庫）という経路を経て現在にいたつてゐるのである。

はたして、この本は大久保忠教自筆の原本であるのか。この問題を解くには、忠教自筆と考えられる筆跡と比較するに若くはあるまい。ところで、忠教の文書と称するものは、もちろん管見の限りではあるが二点あり、いざれも学界に紹介済みである。一つは、大久保彦左衛門家（現大久保忠教氏）の所蔵で、極く最近に齊木一馬氏が紹介されたもので、奥に

「寛永拾年癸酉三月五日 七十四ニソ是ヲ書 忠教（花押②）」  
西 おミねニ

とあるとおり、死の数年前に「おミね」なる人物（女性か）にあてた一種の文書である。内容は慈鎮その他の作になる道歌を書きならべ解釈を加えたもので、極くすなおに考える限りは、自ら筆を執つて書き与えるべき性質のものと思われる。

この文書と「物語」とを比較すれば、直感的には全く同じ筆蹟といふ感じを受けるし、仔細に見ても同じ特徴をもつ字を少からず指摘できる。（例として「出」「忠」を写真に掲げる）しかし、これらの二つの、何れも出所が同じである点が、不満として残る。端的にいうなら、同一人物が、これらの二点を偽造した可能性があるからである。

いま一つの史料は、故中沼畔氏が紹介されたもので、本所蔵写本に「吉野文書」（栃木県宇都宮市菊水町吉野直靖氏所蔵）として忠教・忠名父子の文書各一点が採録されているのが、それである。（なお、これら二通は現在では大久保氏ゆかりの小田原市の所蔵となり、同市立博物館（小田原城天守閣）に陳列・保管されている。）この忠教文書は折紙（いまは上下を切り離し横に帖り合せて額装）のこととて年号を欠いているが、内容的には吉野源助なる人物に充てて、知行地おそらくは三河額田郡での彼のるべき行動に関して訓戒と苦情を交えながら濃かに指示を与えたものと常識的には考えておきたい。このことを前提に比較してみると、中には極めて似かよつた字もあるが、全体として受ける印象はこの文書と「物語」とが同一人の筆になるのかどうか、筆蹟鑑定には門外漢の筆者としては何とも云いがたいものがある。ただ、この文書の奥の宛書に

吉野源助殿

自口戸

」（写真参照）

とある部分に関連して、次のような点は指摘できる。この□の部分を、中沼氏は「江」と読まれており、また本所影写本も□の横に「江」と朱で註している。しかし原本をよく見ると、□の旁の部分は、「江」にしては筆が廻り過ぎており、すなおに読めば、□は「得」と読むべきである。つまり「自江戸」ではなく、「自得戸」なのである。いかにこの時期とはいえ、これは著しい特徴である。

他方、「物語」でも、平仮名の「え」には例外なしに「得」を使用し、「江」は決して使用していないことが指摘できる。<sup>(9)</sup> 「江戸」も「得戸」である。この点で、両者は共通の特徴をもつ。

以上によつて、「穂久述文庫」本は、忠教自筆の原本と考えて差しつかえないと判断する。

さて本書の奥を見ると、第一巻では

「寛永□年乙丑七月十八日、子供是ヲ議  
門外不出可有成大久保彦左衛門（花押）」

とした上をこすり削り、「元和八……」と書いたものであることがわかる。なお、この際に「年」「月」「十」「日」は最初の字がそのまま利用されている。また花押の部分も、削ったあとがあり、現在の花押は、その上に書かれたものである。

次に第二巻では、日付の部分には、右のような跡はないが、花押は、やはり削りこすった上に、現在のそれが書かれている。

第三巻の日付の部分は

「寛永三年丁酉□月十日」

と書いた上に、同様の処理をして「元和……」と書かれたものであ

る。なお花押については、いじった形跡はないが、この部分の花押は前記二つの文書、及び第一、二巻のそれとは、全く形状を異にするものである。<sup>(10)</sup>

以上で、「三河物語」の最終的な成立が寛永三年であり（これは先

に行つた内容上からの推定とも一致する）、元和八年という年代は、成立後につけ加えられたものであることが明らかとなつた。してみれば、本書の内容から、あるいは他の史料から、元和八年が本書の成立にとつて何らかの重大な意味をもつことが明らかとならないかぎり、「大日本史料」十二編は、当該年代に於いては本書に触れる必要は、全くないであろう。ところで今のところ、元和八年と本書の成立を結びつける知見は、何一つない。これが、「大日本史料」十二編が、元和八年で「三河物語」をとり上げなかつた理由である。

十二編担当者としての責務は、以上で果したことと考へるが、最後になお残る問題、——誰が何故に奥書に手を加えたか、また、花押の形状が異なるのは何故か——について、若干ながら触れておきたい。

### (三) 「写本に見られる特徴」

「国書総目録」によつても、本書の写本は広く流布し約三〇点に及ぶが、担当者が調べ得たのは本所、東大図書館、内閣文庫、蓬左文庫、尊経閣、金沢市立図書館などで、総計一〇点にも満たない。とくに、素行文庫（島原市）に「手沢本」とあるもの、天理図書館の「近世初期写」とあるものは、一見の要があると思うが果せなかつた。

この貧しい調査によつても、寛永二年の奥を有する本は、数点ある。本所（4173/27「參州記」一卷12冊）、東大図書館（H20・2808「三河記」一〇卷3冊）（H20・1921「三河物語」一帙7卷7冊）などがそれで、いずれも原本の上巻の終りに相当する部分に

「寛永二丑七月十八日」

と、もとの奥書が写されている。このような場合は、原本とこれの三點を比較し、あるいはそれ以外の写本と三点とを比較し、結論を導くというのが、この種の調査の常道かも知れない。しかし、その前に考慮されなければならない問題が、これら三点を含めた写本群全体には

あるように思われる。それは内閣文庫の「昌平坂」「御家」という印を有する二点（169/1）（169/10）及び東大図書館（H20・1495）を除いて、本書の写本はすべて、原本の或る部分を欠いているという共通点をもつてゐる点である。これは単に担当者の調査が不充分であるために、たまたま発生した現象ではなく、本書の流布本に共通する特徴であることは、この脱落部分が、東大図書館<sup>(11)</sup> H20・1929 「三河記脱漏」として、また「大久保彦左衛門覚書」（「改定史籍集覽」<sup>(12)</sup> 16）として別に行われていたことからも、明らかである。したがつて「元和八年」か「寛永」かという写本相互間の異同について考える前に、流布本全体がもつてゐる原本との差について考えるのが不可欠となる。

ところで、この脱落部分とは、原本の下巻の末尾の、ボリュームにして三分一強の部分であり、内容的には元和元年豊臣氏滅亡に関する記事の直後以降である。この部分の内容を整理すると、

①大坂の陣で、家康の旗が倒れたかどうかという詮義に關して、忠教と家康の意見が対立し、あわや手討ちという場面になりながらも、旗は倒れなかつたという自説を忠教が押しきつてしまつた、

という話。旗が實際には倒れたとしても、それを認めることは家康の不名誉になるからだ、と忠教は云う。  
②家康の遠行から権現として祠られるまでの話。

③大久保一族の不遇をかこちながらも、普代としての忠義を忘れるなど子供に説く部分。

となろう。この中でも③は、大久保家先祖代々の忠勤・忠節を回顧し、現在の一族の不遇を嘆き、一方では普代としての忠節の必要を強調するなど、「三河物語」全三巻の総まとめとも云うべき部分であり「三河物語」の最も「三河物語」らしい部分である。忠教の身になつて云えば、この部分を欠いては、本書の總体としての価値は半減するのである。仮りに、このような主觀的な評価を離れて、本書を徳川創業史または家康一代記（事実「東照宮御実記」）は、清和源氏から始ま

り、権現になつて終る点で、本書と構成を一にしている）として見れば、①②が欠けているのは腑に落ちぬことである。こうして見ると、この脱落が出たのは、単なる偶然でなく、何か内容的に憚かることがあつたからだ、という可能性が大きいことになる。一体、何がそうちつたのだろう。

いま流布本の系統で、成立のはつきりしているもので最も古いのは、尊経閣文庫の

「寛文九年乙酉四月十一日迄五月十五日写之、  
（右記）俊貞」<sup>(12)</sup>

という奥書を有するもので、この本の冒頭は、原本と若干異り次のようになつてゐる。

「「三河物語上  
抑東照大権現の先祖を尋ねハ、清和天皇第六の皇子貞純親王……」

これに対し、三十数年以前に成立した本書は、

「それまよひのまゑの……爰に相国家康の御ゆらいを申立るに……」

であり、家康の呼び方の差が注目される。この部分だけではなく原本は「相国」「將軍」「大將軍」「家康」などという呼称で家康を指し、「権現」は、家康が神に祠られるくだりに数回使つてゐるに過ぎない。これは担当者の印象に過ぎないのであるが、元和から寛永にかけては、まだ家康は「大相國」などと一般に呼ばれており、神としての呼称で呼ばれるようになるのは、寛永を過ぎてからのことではないだろうか。<sup>(13)</sup>すでに知られているように、病的なまでに強烈な家康崇拜者・家光による日光東照社の大造替<sup>(14)</sup>、各地に於ける東照社の分祠などが寛永期に進行しているからである。

そうだとすれば、本書のように代々にわたつて戦陣をともにして來た中で培われた忠教の、いわば血の通い合つた主従観と、体制の創始

者として批判の許されぬ絶対の権威を獲得した家康に対する後代の見方、この二つの齟齬が、流布本の脱落部分となつて現れたのではないか（とくに①の部分）。

以上は、あくまでも推理以前の想像に過ぎない。しかし「三河物語」の奥書の問題が、家康観の変化という江戸時代初期の社会の流れの変化を象徴する大きな背景をバックに考えられなければならない所以を、了解いただければ幸いである。

附記 本稿は所内報告会（七〇・九・一四）での報告を、ほぼそのままとめたものであるが、その後に公刊された中田祝夫氏編「原本三河物語」によれば、東京教育大図書館には、上巻に「寛永二年乙丑七月十八日」、中巻に「寛永二年乙丑九月廿八日」の識語をする一本が蔵されている由である。

附記その二、「日下部景衡編「遺老物語」（成立＝享保一八）」「三河記脱漏」を收めているが、この本によれば、原本第三巻奥書で「我ハ早七十二及に罷成候へハ」とある部分が、「我生年六十七に罷成候得ハ」となっている。原本の「早七十二及」は、もとの字が全く判読不可能なまでに削った上に書かれており、また彦佐衛門の六十七才は寛永三年である。したがって、この「脱漏」は原本が改刪される前に写されたものである。「脱漏」の部分を欠く流布本は当然それよりも前に成立していたのであるから、「三河物語」の流布は極めて早い時期のことと云えよう。

## 注

- 1 「文科大学史誌叢書」本二一〇（以下引用はこの本による）
- 2 「史料総覽」及び「梅津政景日記」
- 3 「一四〇
- 4 「計立」の語義については「地方凡例録」を参照
- 5 一〇五〇

6 「大名とお伽衆」（昭一七）

7 「日本歴史」二五三号（口絵に全文の図版あり、）

8 「日本歴史」七八号

9 例えれば七一ウから七一オにかけて。なお「戦史会」本は、この部分で一カ所だけ「江」を使用しているが、これは誤りである。

10 「戦史会」本は、中巻の奥書に②の花押を使用しているが、製版の際の誤りであろう。

11 文化五年伴信友写

12 有沢俊貞については「加能郷土辞典」を参照

13 例えれば高知藩主山内忠義夫人徳川氏が、土佐五台山に家康七回忌の供養米を寄進した人書では、家康は「大相国」と呼ばれている（＝「山内文書」）。

14 「東照宮史」（昭一）「徳川家光公伝」（昭三六）など。